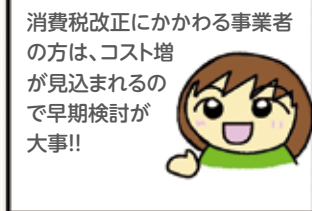


消費税法改正の確認をしましょう！

令和8年4月に消費税法等の一部が改正されました。今回は、その改正内容を確認していきます。

越境EC改正とは？



岩田 まり子
Mariko Iwata

大阪シティ信用金庫提携の(株)ライオン橋パートナーズ代表取締役。大阪商工会議所セミナー講師などを務める。



消費税法の主な改正点

主に行われた改正はこのとおりです。

- 1 インボイス制度に係る経過措置の見直し
- 2 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し
- 3 現金取引等における輸出免税要件の見直し
- 4 暗号資産等に関する課税関係の見直し
- 5 不動産取引の仲介等に関する課税関係の見直し

今回は2について詳しく確認しましょう。

少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直し

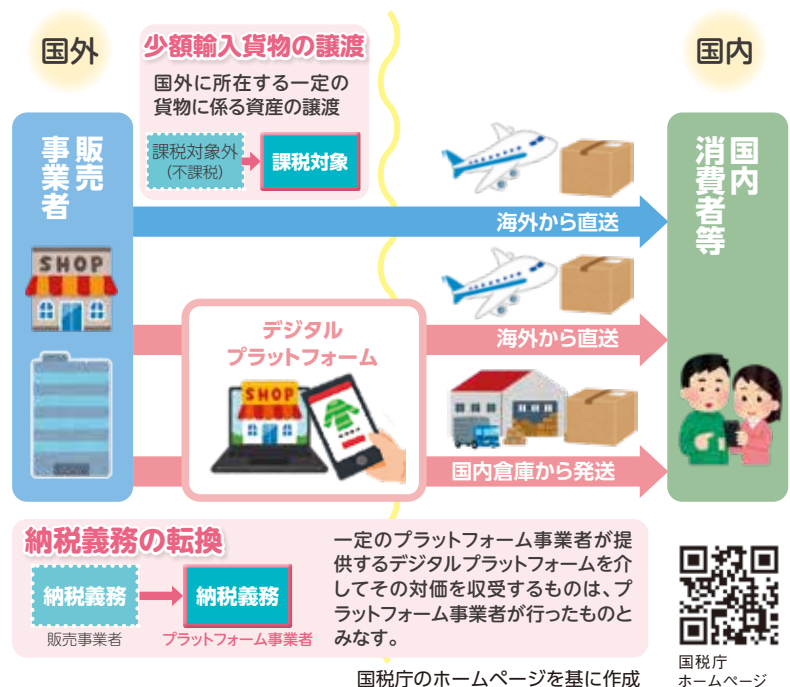
これまで、海外から通信販売で国内に発送される少額貨物(税抜1万円以下)は、消費税の課税対象外とされてきました。しかし今回の改正により、このような少額貨物の譲渡(特定少額資産の譲渡)も国内において行われた資産の譲渡とし

て消費税の課税対象となります。

国内事業者・国外事業者を問わず、消費税の申告・納税が必要ですが(免税事業者を除く)。ただし、「第二種プラットフォーム事業者」を介して行う場合で、その対価を当該プラットフォーム事業者を介して收受するものについては、プラットフォーム事業者が納税義務者となります。これは令和10年4月1日以後に行われる資産の譲渡について適用されます。

国境を越えた電子商取引に係る課税関係の見直し

通信販売の方法により行われる資産の譲渡について、課税関係の見直しが行われました。



オンラインモールなどのデジタルプラットフォームを提供する事業者のうち、一定の指定要件を満たし国税庁長官の指定を受けた事業者を「第二種プラットフォーム事業者」といいます。指定要件は、課税期間において、プラットフォームを介して

行われる対象取引の対価のうち、プラットフォーム事業者を介して收受する合計額が50億円を超えることです。対象取引は次の2つです。
● 国外事業者が国内において行う資産の譲渡(付随する資産の譲渡等を含む)

●事業者が行う特定少額資産の譲渡

これらの取引で、プラットフォーム事業者を介して対価を收受するものについては、当該プラットフォーム事業者がこれらの資産の譲渡を行ったものとみなして消費税の申告・納税を行います。つまり、実際の売主ではなくプラットフォーム事業者に納税義務が転換されます。

●2 制度開始のスケジュール

指定要件を満たすかどうかは、令和9年1月1日から3月31日までの期間における対象取引の対価の額の合計額を4倍して年換算した金額が50億円を超えているかどうかにより判定します。該当する事業者は令和9年6月30日までに「プラットフォーム事業者の指定届出書」を税務

特定少額資産販売事業者の登録制度

特定少額資産の譲渡を行う事業者で、他の者に保税地域からの引き取りを行わせようとする事業者は、税務署長の登録を受けることができず。登録は任意ですが、消費税の課税事業者であることが要件です。

登録申請書は令和9年10月1日から提出可能です。登録を受けた事業者は、その登録を取り消さない限り、消費税の免税事業者となることはできません。

登録の効果として、輸入申告書等に登録番号と特定少額資産の譲渡に係る旨を付記することで、保税地域からの引き取り時の消費税が免除されます。

また、登録事業者は発送に係る仕入書等に登録番号を記載し、輸入業者や通関業者に通知する義務があります。

第二種プラットフォーム事業者

(プラットフォーム課税)

●1 第一種プラットフォーム事業者とは

署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります。この場合、令和10年4月1日に指定の効力が生じます。

指定を受けた事業者は、プラットフォーム課税の適用対象となる売主に対して、適用開始の旨および効力発生日を通知する義務があります。

この改正の背景と期待される効果

越境ECの拡大に伴い、海外から直送される少額貨物には消費税がかからない一方、国内事業者には消費税が課されるという不均衡が生じていました。今回の改正は、この税負担の公平性を確保するとともに、プラットフォーム事業者を通じた効率的な税の徴収を実現することを目的としています。

越境ECを利用した仕入れや販売を行っている事業者の方は、令和10年4月の適用開始に向けて、自社の取引への影響を早めに確認しておきましょう。